

日本専門医機構認定精神科専門医更新基準

専門医に求められる能力

日本専門医機構認定精神科専門医（以下、専門医）は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

更新時に専門医に求められる条件

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度に於ける精神科専門医更新は、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行います。

更新が出来ない時の措置

特段の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護など）のために専門医の更新ができない場合の対応においては各専門医が事情に応じて以下の 2 つ(I-1 又は I-2)の方法のいずれかを選択することができます。

I-1. 専門医としての活動や自己学習ができない期間があり、更新が困難になると予想される場合：

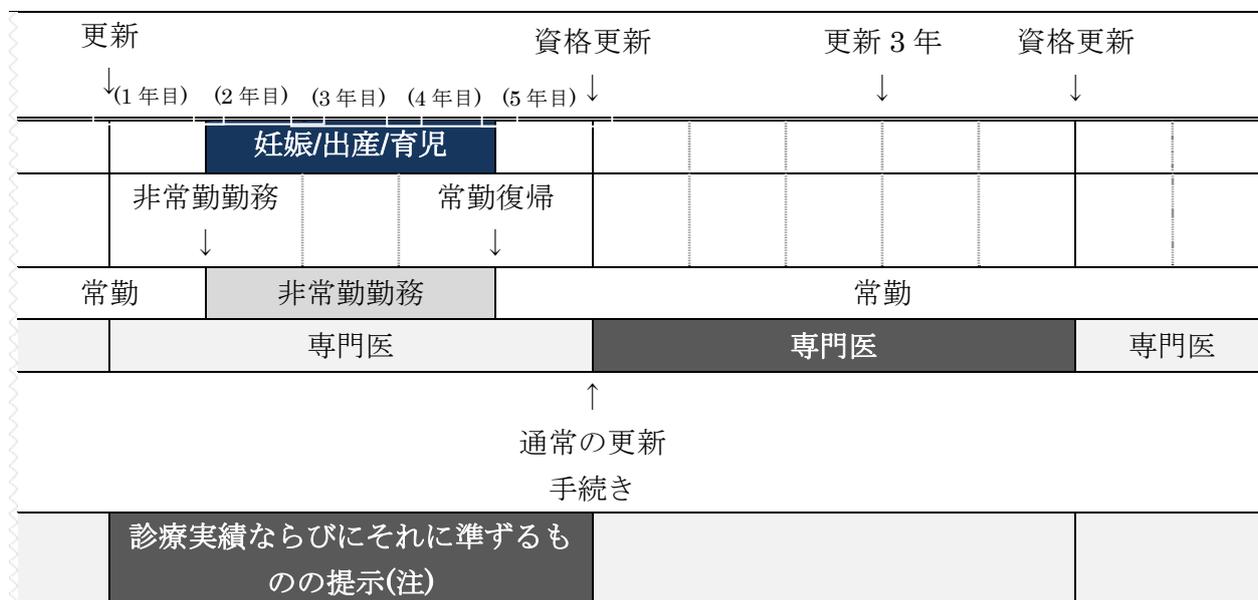
活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、精神科領域専門医委員会（以下 専門医委員会）と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。休止期間に上限はありませんが、2 年を超えて延長を希望する場合には 3 年目から 1 年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受けてください。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計 5 年間に規定の 50 単位を取得して次の専門医資格を更新してください。以上の内容を下記に図示します。

資格更新			資格更新					資格更新			
↓(1年目) (2年目) (3年目)			(4年目) (5年目) ↓(1年目) (2年目) (3年目) (4年目) (5年目) ↓								
		病気療養		軽快復職							
		↓		↓							
	専門医	活動休止		専門医			専門医				
		↑		↑							
		休止申請		休止終了							
	更新単位 a			単位 b			更新単位計 50 単位				

更新単位 a+b=50 単位

I-2. 専門医としての診療活動を定期的にできないが自己学習などが継続できる場合：

専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことができないが、専門医共通講習、領域別講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合については、専門医として呼称できない期間が出ないように、診療実績を代替する方法を設ける。



(注) 診療実績に不足のある場合には、eラーニングの受講により診療実績を満たすこととする。この場合には、学会の指定する 15 本の eラーニング (1 本あたり約 60 分) ならびに各コンテンツ終了後のテスト 3 問に回答し、全問正解する必要がある。

■ 機構認定精神科専門医更新基準

① 勤務実態の自己申告 (必須)

「日本専門医認定 精神科専門医資格更新申請書」(別紙：様式 6-1)、「医療機関等における診療実績報告書 (症例数)」(別紙：様式 6-2) を提出してください。

- ・「日本専門医認定 精神科専門医資格更新申請書」(別紙：様式 6-1) について
職歴は認定日以降 5 年間の実態を記載してください。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を確認することがあります。
- ・「医療機関等における診療実績報告書 (症例数)」(別紙：様式 6-2) について
報告書は専門医委員会にて保管します。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を調査するための参考情報にすることがございます。

② 診療実績の証明 (必須)

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を以下の方法にて証明していただきます。(下記「③更新単位 50 単位」の表も参照ください。③の i) に該当します。)

- ◎ 症例一覧の提示により診療実績を示す

更新までの5年間に担当したケース5例について、臨床経験レポートを提出すること。

臨床経験レポートは、診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）などを記載した診療サマリー（字数：1000字から1200字）とします。

臨床経験レポートは「臨床経験レポート書式」（別紙：様式7-1）に記入し、5例分提出してください。

③ 更新単位50単位（必須）

精神科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示すi)～iv)の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4項目について5年間で取得すべき単位数を示します。

合計50単位の単位取得が必要となります。

取得した単位の内訳については、「単位集計表」（様式6-3）に記載し、ご提出ください。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	10単位
ii) 専門医共通講習	最小5単位、最大10単位 （このうち3単位は必修講習）
iii) 診療領域別講習	最小20単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位

i) 診療実績の証明（10単位）

上述の「② 診療実績の証明」にあたり、臨床経験レポート5例の提出により、精神科専門医を更新するに相応しいと認められた場合、10単位の更新単位を付与します。

ii) 専門医共通講習（最小5単位、最大10単位：ただし、必修3項目をそれぞれ1単位以上含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または精神科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められた講習会とします（たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できません）。1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。e-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。ただし、精神科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

- ・医療安全講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・感染対策講習会（必修項目：5年間に1単位以上）

- ・医療倫理講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・指導医講習会
- ・保険医療講習会
- ・臨床研究 / 臨床試験講習会
- ・医療事故検討会
- ・医療法制講習会
- ・医療経済(保険医療など)に関する講習会など

※ 講習会は一人または二人の演者で1時間講演を行うことを基準とする。講習会における講演者は最大2単位/時間まで与えることができる。(2名で分担する場合は貢献度に応じて按分する)

学術総会にて取得可能な単位数は、共通講習と精神科領域講習を合算し1日につき4単位以内、3日間で12単位以内とします。

また、他の関連学会で取得可能な単位数は、共通講習と精神科領域講習を合算し1回の開催につき4単位以内とします。(2日間以上開催の場合も同じく4単位以内)

更新者は「専門医共通講習受講証明書 貼付シート」(様式 7-2)に受講証明書を貼り付けて提出してください。これらの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、総単位数が50単位となるように勘案して前述の「単位集計表」(様式 6-3)にも記載してください。

iii) 精神科領域(診療領域別)講習 (最小20単位)

専門医委員会が定める講習会等で取得する単位です。精神科専門医が最新の知識や技術を身に着けるために必要な講習等への参加を目的とします。講習は座学に限定されず、専門医委員会が指定するシミュレーション・トレーニング、e-learningも含まれます。

単位付与の対象となる講習は、専門医委員会が審議し機構が認めた、学会開催時等に行われる特別講演、教育講演等で一人または二人の演者で1時間講演を行う講習で別表1の要件を満たすものとし、受講者には受講修了証を発行します。

※ 講習会講師については1時間につき最大2単位まで付与することができます(上限数制限なし)(2名で分担する場合は貢献度に応じて按分する)。

学術総会にて取得可能な単位数は、共通講習と精神科領域講習を合算し1日につき4単位以内、3日間で12単位以内とします。

また、他の関連学会で取得可能な単位数は、共通講習と精神科領域講習を合算し1回の開催につき4単位以内とします。(2日間以上開催の場合も同じく4単位以内)ただし、取得可能な単位数は学会別に異なりますので、詳しくは別表1を参照してください。

これらは「精神科領域講習受講証明書 貼付シート」(様式 7-3)に受講証明書のコピーを貼り付けて提出してください。(日本精神神経学会会員の単位取得方法については、これまで通り会員カードを利用し、自動的に単位計算ができるようにする方向でこれから検討予定)これ

らの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、総単位数が 50 単位となるように勘案して前述の「単位集計表」（様式 6-3）にも記載してください。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最大 10 単位）

下記の活動については、いずれも自己申請に基づき専門医委員会が認定したものについて、単位が付与されます。

○ 業績発表

ー 学術発表

- ・専門医委員会が認定した学術集会での研究発表の筆頭発表者：1 単位
- ・上記の研究発表の共同演者 1 名のみ（最も協力した者で第 2 演者とする）：1 単位
- ※ 対象となる学術集会は別表 1 に示されている A 群から C 群のことを指します。
それ以外の研究会等については、その内容がわかる申請書の提出により審査を行い、単位認定に相応しい場合には単位を付与します。

ー 学術誌等における発表

- ・「精神神経学雑誌」及び「Psychiatry and Clinical Neurosciences」に掲載された臨床研究（発表要旨は除く）の筆頭著者：2 単位
- ・ピアレビューを受けた内外精神科領域の論文の筆頭著者：2 単位
- ・上記の論文の共同著者（人数に制限は設けない）：1 単位

○ 学術集会等への参加

- ・指定する学術集会に参加した場合：5 年間で最大 3 単位
（対象となる学術集会と取得できる単位については、別表 2 をご参照ください）
- ※ 「iii) 精神科領域（診療領域別）講習」とは別に、参加証明により単位が算定されます

○ その他

- ・「Psychiatry and Clinical Neurosciences」の論文査読を行った場合：1 編につき 1 単位
- ・精神神経学雑誌、Psychiatry and Clinical Neurosciences の論文審査ならびに雑誌編集に関する業務に携わる場合：年間 1 単位
- ・専門医審査に関する業務に携わる場合（研修手帳審査、試験問題作成、症例報告審査、口頭試問面接官、更新審査、指導医に関する審査など）：年間 1 単位
- ・裁判所命令に基づく精神鑑定書 1 例を手がけた筆頭著者：2 単位
- ・地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合：約 60 分で 1 単位（上限回数制限なし）
（注記）
 - 自身の診療実績に関わる活動等はこれに含まれません
 - 上記の活動または講演に関するプログラム等、内容を証明する書類のコピーを提出する必要があります
- ・学校・地域・職場等で 1 年以上相談業務に携わった場合：2 単位（5 年間で最大 2 単位）
 - ふさわしい活動の例：
校医、保健所・児童相談所などでの精神衛生相談、作業所での症例検討、産業医 等

- 上記の活動を証明する書類のコピーを提出する必要があります

更新者は「精神科専門医領域学術業績等証明書 貼付シート」(様式 7-4) に申請単位を記入し、また、該当の提出書類を貼り付けて提出してください。

「iii) 精神科領域(診療領域別) 講習」同様、これらの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、総単位数が 50 単位となるように勘案して前述の「単位集計表」(様式 6-3) にも記載してください。

■ 新制度完全発足までの期間における機構による新基準に基づく 精神科専門医認定の手順（移行措置）

◇ 2015年3月以前に学会専門医の認定を受けた方 ◇

- ・ 機構が定める更新基準の完全な運用は、2015年4月からの5年間の準備期間を経て、2020年4月からとなります。日本精神神経学会における従来の専門医制度によって、更新においても一定以上のレベルが確保されてきたことに配慮しつつ、2015年4月～2020年3月の移行措置として、前述した更新基準を以下のように設定し、これを満たす場合には、「機構認定精神科専門医」（以降「機構認定専門医」と略す）としての認定が可能です。
- ・ 2015年4月～2020年3月の移行措置における、機構による更新（機構認定専門医）は、日本精神神経学会でそれぞれの年度に更新条件を満たす方のみを対象としており、年度を前倒ししての更新は行ないません。つまり年度ごとに、その年の更新該当者を順次認定していくこととなります。
- ・ 日本精神神経学会の指定する期日に日本精神神経学会の更新基準を満たすものの移行措置の条件を満たさない方は、従来の日本精神神経学会認定の「精神科専門医」（以降「学会専門医」と略す）として更新するか、または機構認定更新時期を延長することが可能です。
- ・ 学会専門医の更新を選択した場合は5年後に機構認定専門医をめざしていただきます。5年間に、「機構認定専門医」としての前倒し更新は行ないません。機構認定更新時期を延長する場合は、原則として1年間の猶予期間とします。なお、移行措置は2020年3月をもって終了し、2020年4月以後は「学会専門医」の更新を行うことはできなくなります。
- ・ 2024年度までの期間は「学会専門医」と「機構認定専門医」は同等に扱われますが、2024年度以降は「機構認定専門医」が唯一の「専門医」資格となります。
- ・ 日本精神神経学会の指定する期日（各年度10月）に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本精神神経学会専門医制度規則施行細則に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、専門医委員会で個別に審査します。
- ・ 日本精神神経学会では機構から示された基準に従って、機構認定専門医の開始時期を2017年3月が認定期限の学会専門医からとします。

1) 2015年度内の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

2015年度の精神科専門医更新は従来の「学会専門医」の基準で更新審査を行います。

2015年度には機構認定専門医としての更新手続きはできません。2015年度の次（2020年度）に更新を行う際は、機構認定専門医として更新することになりますので、2015年度以降の5年間で機構認定専門医の更新に必要な単位を取得してください。

2) 2016年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

下記の2点を満たしていれば、「機構認定専門医」の審査を受けることができます。

- ① 現行の「学会専門医」の更新基準に基づいて、更新の申請をする2016年までの5年間に、専門医委員会が指定する研修会、研究会への参加等により、所定の単位（480ポイント/学会細

則改訂後は 32 単位) を取得しており、かつ、診療実績も専門医に相応しいものであること。
②新たな更新基準に基づいて、直近の 1 年間に、別表 3 による所定の単位 (10 単位) を取得しており、かつ、診療実績も専門医に相応しいものであること。ただし、講習単位の中には、専門医共通講習の中の必修項目のいずれかが含まれていることが望ましいです。

(専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近 5 年以内の受講証明ができれば算定可能です。)

<補足>

- ・ 2016 年 10 月末日迄に学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長します。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として 1 年のみの延長とします。1 年延長の場合は、2017 年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。なお、2017 年度の申請で認定された場合であっても、認定期間は 2021 年 3 月迄とします。
- ・ 2016 年 10 月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本精神神経学会専門医制度規則施行細則に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、専門医委員会で個別に審査します。
- ・ 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。

3) 2017 年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

下記の 2 点を満たしていれば、「機構認定専門医」の審査を受けることができます。

①現行の「学会専門医」の更新基準に基づいて、更新の申請をする 2017 年までの 5 年間に、本専門医委員会が指定する研修会、研究会への参加等により、別表 3 による所定の単位 (360 ポイント/学会細則改訂後は 24 単位) を取得しており、かつ、診療実績も専門医に相応しいものであること。

②新たな更新基準に基づいて、直近の 2 年間に、別表 3 による所定の単位 (20 単位) を取得しており、かつ、診療実績も専門医に相応しいものであること。ただし、講習単位の中には、専門医共通講習の中の必修項目が 1 単位以上含まれること。

(専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近 5 年以内の受講証明ができれば算定可能です。)

<補足>

- ・ 2017 年 10 月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2016 年度の場合と同様に、学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長します。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として 1 年のみの延長とします。1 年延長の場合は、2018 年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。なお、2018 年度の申請で認定された場合であっても、認定期間は 2022 年 3 月迄とします。
- ・ 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても 2016 年度の場合に準じます。
- ・ 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。

4) 2018年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

下記の2点を満たしていれば、「機構認定専門医」の審査を受けることができる。

①現行の「学会専門医」の更新基準に基づいて、更新の申請をする2018年までの5年間に、本専門医委員会が指定する研修会、研究会への参加等により、別表3による所定の単位(240ポイント/学会細則改訂後16単位)を取得しており、かつ、診療実績も専門医に相応しいものであること。

②新たな更新基準に基づいて、直近の3年間に、別表3による所定の単位(30単位)を取得しており、かつ、診療実績も専門医に相応しいものであること。ただし、講習単位の中には、専門医共通講習の中の必修項目が2単位以上含まれること。

(専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。)

<補足>

- ・2018年10月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2016年度の場合と同様に、学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長します。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年のみの延長とします。1年延長の場合は、2019年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。なお、2019年度の申請で認定された場合であっても、認定期間は2023年3月迄とします。
- ・学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても2016年度の場合に準じます。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。

5) 2019年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

下記の2点を満たしていれば、「機構認定専門医」の審査を受けることができる。

①現行の「学会専門医」の更新基準に基づいて、更新の申請をする2019年までの5年間に、専門医委員会が指定する研修会、研究会への参加等により、別表3による所定の単位(120ポイント/学会細則改訂後8単位)を取得しており、かつ、診療実績も専門医に相応しいものであること。

②新たな更新基準に基づいて、直近の4年間に、別表3による所定の単位(40単位)を取得しており、かつ、診療実績も専門医に相応しいものであること。ただし、講習単位の中には、専門医共通講習の中の必修項目が3単位含まれること。

(専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。)

<補足>

- ・2019年10月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2016年度の場合と同様に、学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長します。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年のみの延長とします。1年延長の場合は、2020年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準(=100%機構の基準)で審査します。なお、2020年度の申請で認定された場合であっても、認定期間は2024年3月迄とします。

- 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても 2016 年度の場合に準じます。
- 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。

■ 新制度完全発足までの期間における機構による新基準に基づく 精神科専門医認定の手順（移行措置）

（旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取扱い）

2017年3月以前に専門研修を開始した方々は学会専門医認定を受けることになります。その方々は学会専門医認定の5年後に機構認定専門医更新の対象となります。

特別な事情（海外留学、出産、病気療養など）により予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方で学会専門医をめざし、合格5年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2020年4月以降は一定の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することになります。

この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。
なお、学会専門医試験不合格者は従来の方で学会専門医をめざします。新プログラムでの専攻医を経ている方が機構認定専門医を取得するためには学会専門医に一旦合格する必要があります。

別表 1 :

iii. 精神科領域（診療領域別）講習の要件

■ A 群 :

- ・日本精神神経学会学術総会の期間中に実施される、専門医委員会が指定したプログラムで、途中入場や途中退場ができない講習。1時間の講習を1単位として算定する。（1日最大4単位、1年間で最大12単位まで）
- ・専門医委員会が承認する生涯教育研修会〔註1〕に参加した場合、途中入場や途中退場ができないものとし、1時間の講習を1単位として算定する。（1回につき最大4単位）

■ B 群 :

以下に規定するB群の講習については、1時間につき1単位とし、1開催の上限を3単位とする。〔註2〕

- ・専門医委員会が単位認定の対象とする各地方単位の精神神経学会あるいは精神医学会のプログラムに参加した場合は途中入場や途中退場ができない講習で、1時間の講習を1単位として算定する（1回につき最大3単位）。〔註3〕
- ・七者懇加盟団体〔註4〕が主催する全国規模の学会・研修会に参加した場合は、途中入場や途中退場ができない講習で、1時間の講習を1単位として算定する（1回につき最大3単位）。
- ・世界精神医学会（WPA）大会（自己申請による）に参加した場合は、1時間の講習を1単位として算定する（1回につき最大3単位）。
- ・専門医委員会が単位認定の対象とする全国規模の精神医学関連の学会に参加した場合は途中入場や途中退場ができない講習で、1時間の講習を1単位として算定する（1回につき最大3単位）。
- ・国際学会に参加した後、自己申請に基づきその学会が専門医委員会の審査で認定された場合は、1時間の講習を1単位として算定する（1回につき最大3単位）。

■ C 群 :

以下に規定するC群の講習については、1回1単位とし、年間3単位を取得上限とする。〔註5〕

- ・七者懇加盟団体およびその支部が主催する地域レベルの学会・研修会（その都度対象とする）に参加した場合は、途中入場や途中退場ができない講習で、1回1単位として算定する
- ・その他の地域単位の学術集会・研修会、日本医師会生涯教育（精神科領域のものに限る）に参加した場合は、1回1時間以上とし、専門医委員会の認定により1回1単位として算定する。

■ eラーニング :

- ・専門医委員会が作成したプログラムを対象とする。インターネットで聴講・設問に解答する事が必須で、1コンテンツ(=試験時間を含めて1時間相当と算定)で0.5単位を算定し、年間の取得上限を3単位とする。

■ シミュレーション・トレーニング :

- ・ 関連学会の主催する ECT 講習会、SST 講習会、モデル患者の症状評価トレーニング [註 6] を対象とする。1 回 1 単位とし、年間の取得上限を 3 単位とする。

【註 1】

- ・ 開催について：単位対象学会との同時時間帯での開催は認められない。
- ・ スポンサー：一切認めない。(金銭的・物的・人的援助等)

【註 2】

B群については、当該学会による申請に基づき、

- ① 役員に日本精神神経学会会員が入っていること
- ② 当該学会で一般的な精神科臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること
- ③ 単位の集計業務に当該学会が協力すること
- ④ 設立して 5 年が経過していること
- ⑤ 会則・規約などが整備されていること
- ⑥ 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること
- ⑦ 適正なスポンサーシップが守られていると専門医委員会が認定した場合

以上の条件を満たす学術臨床研究を目的とする継続的な研究会・学会であると専門医委員会が認定した場合、単位認定の対象となる。(5 年毎の更新が必要)

【註 3】

専門医委員会が単位認定の対象とする各地方の精神神経学会あるいは精神医学会とは以下の通りとする。

北海道精神神経学会、東北精神神経学会、東京精神医学会、東海精神神経学会、北陸精神神経学会、近畿精神神経学会、中国・四国精神神経学会、九州精神神経学会

【註 4】

七者懇加盟団体とは以下の通りとする。

精神医学講座担当者会議、国立精神医療施設長協議会、全国自治体病院協議会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本総合病院精神医学会

【註 5】

C群については、当該学会による申請に基づき、

- ① 役員に日本精神神経学会会員が入っていること
- ② 当該学会で一般的な精神科臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること
- ③ 単位の集計業務に当該学会が協力すること
- ④ 設立して 5 年が経過していること
- ⑤ 会則・規約などが整備されていること
- ⑥ 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること
- ⑦ 適正なスポンサーシップが守られていること

の条件を全て満たしているものが単位認定の対象となる。(5 年毎の更新が必要)

なお⑦の「適正なスポンサーシップ」とは、スポンサーとの共催であった場合でも、過去 5 年間に複数のスポンサーがあり、特定の単数の企業からのみ金銭的・物的・人的援助を受けているものではなく、かつ特

定の企業の利益を目的とするものではないことを指す。

また、C群に属する学術集会・研修会について、適正なスポンサーシップに基づく学術集会・研修会であるか否かは、当該団体からの申請に基づき専門医委員会が判断する。

【註 6】

企業主催の場合は認めない。また、企業が共催の場合も原則として認めていない。

ただし、複数のスポンサーがあり、特定の単数の企業からのみ金銭的・物的・人的援助を受けているものではなく、かつ特定の企業の利益を目的とするものではない場合は、専門医委員会の判断により認められる場合もある。

別表 2 :

iv) 学術業績・診療以外の活動実績 の「指定する学術集会への参加」の単位
取得対象学会・単位一覧表

■ 概略

- ・日本精神神経学会学術総会、日本医学会総会：1回参加につき3単位
- ・B群の中でも指定された地方会および、七者懇加盟団体が主催する全国規模の学会・研修会：1回参加につき2単位
- ・上記以外のB群およびC群：1回参加につき1単位

■ 取得対象学会・単位一覧

【3単位】 A群に該当する学術総会、日本医学会総会
日本精神神経学会学術総会、日本医学会総会

【2単位】 B群に該当する学術総会

北陸精神神経学会	日本芸術療法学会
北海道精神神経学会	日本てんかん学会
東京精神医学会	アルコール関連問題予防研究会
近畿精神神経学会	日本認知療法学会
東北精神神経学会	日本神経精神薬理学会
九州精神神経学会	日本うつ病学会
中国・四国精神神経学会	日本児童青年精神医学会
東海精神神経学会	日本摂食障害学会
精神医学講座担当者会議による研修会（ただし全国規模に限る）	日本精神病理学会
全国自治体病院協議会精神科特別部会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本ストレス学会
日本精神神経科診療所協会による研修会（ただし全国規模に限る）	独立行政法人国立精神・神経医療研究センターによる研修会
日本精神科病院協会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本依存神経精神科学会
日本精神科病院協会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本神経病理学会
日本総合病院精神医学会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本森田療法学会
国立精神医療施設長協議会による研修会（ただし全国規模に限る）	信州精神神経学会
国際学会（世界精神医学会（WPA）等）	日本臨床精神神経薬理学会
S S T普及協会	日本乳幼児医学・心理学会
日本神経科学学会	日本青年期精神療法学会
日本思春期青年期精神医学会	日本精神分析学会
日本外来臨床精神医学会	日本トラウマティック・ストレス学会
日本外来精神医療学会	日本内観学会
日本家族研究・家族療法学会	日本老年精神医学会
日本睡眠学会	日本精神保健福祉政策学会
	多文化間精神医学会
	日本神経精神医学会
	日本産業精神保健学会
	日本集団精神療法学会

日本アルコール関連問題学会
日本社会精神医学会
日本サイコセラピー学会
日本臨床神経生理学会
日本精神障害者リハビリテーション学会
日本精神科救急学会
日本精神科診断学会
日本内観医学会
日本病院・地域精神医学会
日本矯正医学会
日本デイケア学会
勤労者精神医療研究会
全国大学メンタルヘルス研究会
日本精神分析的な精神医学会
日本サイコオンコロジー学会
日本高次脳機能障害学会
日本嗜癖行動学会
日本精神・行動遺伝医学会
日本臨床死生学会
日本自殺予防学会
日本心身医学会
日本小児精神神経学会
日本ブリーフサイコセラピー学会
日本スポーツ精神医学会
日本生物学的な精神医学会

日本臨床催眠学会
日本精神保健・予防学会
日本子ども虐待防止学会
日本病跡学会
日本神経化学学会
日本精神医学史学会
日本認知症学会
日本EMDR学会
日本心理教育・家族教室ネットワークによる研
修会
日本認知・行動療法学会
日本司法精神医学会
日本統合失調症学会
日本薬物脳波学会
GID（性同一性障害）学会
包括システムによる日本ロールシャッハ学会
日本不安症学会
特定非営利活動法人メンタルケア協議会による
研修会
日本周産期メンタルヘルス研究会学会
日本線維筋痛症学会
日本精神衛生学会
日本ADHD学会
日本アルコール・薬物医学会

【1単位】 C群に該当する学術集会

精神医学講座担当者会議による研
修会（地域レベルのもの）

全国自治体病院協議会精神科特別
部会による研修会（地域レベルのも
の）

日本精神神経科診療所協会による
研修会（地域レベルのもの）

日本精神科病院協会による研修会
（地域レベルのもの）

日本総合病院精神医学会による研
修会（地域レベルのもの）

国立精神医療施設長協議会による
研修会（地域レベルのもの）

北九州市医師会精神科医会
旭川精神医学研究会
岡山臨床精神薬理研究会
神奈川県精神医学会
熊本大学医学部神経精神科同門会
群馬精神医学会
高知県精神科医会
精翠会
中国四国アルコール関連問題研究会
道東北精神医学研究会
奈良県医師会精神神経科部会
新潟精神医学会
新潟総合病院精神医学研究会

広島精神神経学会
 福岡臨床と脳波懇話会
 福島県精神医学会
 北陸司法精神医学懇話会
 三重精神医会
 宮城県精神科医会
 宮崎県精神科医会
 山口県うつ病治療研究会
 鹿児島精神神経学会
 山陰精神神経学会
 精神分析研究会・神戸
 信州嗜癪医療福祉研究会
 広島精療精神医学研究会
 九州集団療法研究会
 関西精神障害研究会
 愛媛県精神神経学会
 北海道精神医療研究会
 秋田精神医療懇話会
 栃木県精神医学会
 茨城精神医学集談会
 静岡県中部精神科医会
 富山県精神科医会
 岡山大学大学院精神神経病態学教室同門会
 千葉県精神科医会
 石川県神経科精神科医会
 山口県神経精神科医会
 岡山県精神科医会
 沖縄精神神経学会
 広島市精神科医会
 日本心身医学会中国・四国地方支部
 日本心身医学会北海道支部
 川崎市精神科医会
 東京都医学総合研究所
 横浜市精神科医会
 広島精神科病診連携懇話会
 賀茂東広島精神科医会
 関西アルコール関連問題学会
 静岡県東部精神科医会
 長崎精神神経科集談会
 九州・沖縄社会精神医学セミナー
 多摩 Schizophrenia 研究会
 岩手県精神医会
 滋賀県精神神経科医会
 山口大学医学部神経精神医学教室同門会
 福岡精神科集談会
 順天堂大学医学部精神医学教室同門会
 久留米大学医学部精神神経科学教室同門会
 脳の医学・生物学研究会
 岐阜県精神科医会
 群馬司法精神医学・医療懇話会
 日本心身医学会中部支部
 高知県うつ病研究会
 NPO 法人みなとネット 21
 千葉大学精神医学教室同門会
 神奈川県心身医学会
 新潟統合失調症研究会
 埼玉東部精神医療フォーラム
 山形県精神科医の会
 北海道精神科リハビリテーション研究会
 北海道児童青年精神保健学会
 新都心メンタルネットワーク研究会
 東部臨床精神科懇話会
 神奈川児童青年精神医学研究会
 滋賀臨床行動科学研究会
 静岡県精神科救急医療研究会
 山形心身医学研究会
 山形精神病理・精神療法研究会
 山形大学医学部精神医学教室同門会
 東北児童青年精神医学会
 日本てんかん学会東海北陸地方会
 長崎県精神科リハビリテーション研究会
 西播磨地区精神保健福祉連絡協議会
 茶崖精神医療フォーラム
 新潟気分障害研究会
 南大阪躁うつ病研究会
 日本アルコール関連問題学会 東海北陸地方会

別表 3 :

各更新時期における機構認定専門医更新基準部分の必要単位一覧表

項目	学会専門医の各更新時期において必要となる 新更新基準部分の取得単位					完全移行後の 機構認定専門医 の新更新基準
	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (完全移行)	
i) 診療実績の証明 (臨床経験レポート 症例数)	2 単位 (1 例*)	4 単位 (2 例)	6 単位 (3 例)	8 単位 (4 例)	10 単位 (5 例)	10 単位 (5 例)
ii) 専門医共通講習	最小 1 最大 2 必修講習必 須なし (で きれば 1)	最小 2 最大 4 必修講習で 1 以上	最小 3 最大 6 必修講習で 2 以上	最小 4 最大 8 必修講習で 3 以上	最小 5 最大 10 必修講習で 3 以上	最小 5 単位、 最大 10 単位 (このうち 3 単 位は必修講習)
iii) 精神科領域講習	最小 4	最小 8	最小 12	最小 16	最小 20	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以 外の活動実績	0~2	0~4	0~6	0~8	0~10	0~10 単位
i)~iv)の合計 (必要な単位数)	10 単位	20 単位	30 単位	40 単位	50 単位	50 単位

* 2016 年レポートの症例数は、機構認定専門医更新分としての必要数は 1 例分であるが、学会専門医の更新分としても 1 例分レポート提出が必要であるため、合計 2 症例分の症例レポート提出が必要である